

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 2 7 号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合） 第 8 条の 2 <u>条例第 8 条第 1 項ただし書の規則で</u>定める場合は、第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。 2 <u>条例第 8 条第 2 項ただし書の規則で定める場</u>合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。 （病気休暇） 第 1 4 条 <省略> 2 から 5 まで <省略> 6 第 1 項ただし書及び第 2 項から前項までの規定は、臨時的任用職員（<u>法第 2 2 条の 3</u>の規定	（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合） 第 8 条の 2 <u>条例第 8 条第 1 項の規則で定める場</u>合は、第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。 2 <u>条例第 8 条第 2 項の規則で定める場合は、公</u>務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。 （病気休暇） 第 1 4 条 <省略> 2 から 5 まで <省略> 6 第 1 項ただし書及び第 2 項から前項までの規定は、臨時的任用職員（<u>法第 2 2 条第 5 項の規</u>

により任用された職員をいう。)及び条件付採用期間中の職員には適用しない。 (特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)から(7)まで <省略> (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間) (9)から(20)まで <省略> 2から4まで <省略> (介護休暇) 第16条 <省略> 2及び3 <省略> 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>4時間を超えない範囲内の時間</u>とする。 <u>(条例第16条の2第2項の規則で定める期間)</u> 第25条 <u>条例第16条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u> (その他の事項)	定により任用された職員をいう。)及び条件付採用期間中の職員には適用しない。 (特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)から(7)まで <省略> (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間) (9)から(20)まで <省略> 2から4まで <省略> (介護休暇) 第16条 <省略> 2及び3 <省略> 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内</u>とする。 (その他の事項)
--	---

第26条 <省略>

第25条 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。